

山口県報

平成25年
7月2日
(火曜日)

目次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………二

動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………二

人委規則

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則……………三



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第四十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号イ中「ねこ等」を「猫等」に改める。

第三十一条第二項第十七号イ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号イを同号(1)とし、同号ロ中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号ロを同号(2)とし、同号ハ中

「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「ロ」を「(2)」に改め、同号ハを同号(3)とし、同号ニ中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号ニを同号(4)とし、同号ホ中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号ホを同号(5)とし、同号ヘ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号ヘを同号(6)とし、同号ト中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「又は第六号に掲げる事項」を「若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする旨」に改め、同号トを同号(7)とし、同号チ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「からの」の下に「法第十四条第一項の環境省令で定める軽微な変更があつた旨又は」を、「除く。」の下に「若しくは第三項第二号」を加え、同号中チを(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第十四条第三項の規定による犬猫等販売業を営むことをやめた旨の届出を受けること。

第三十一条第二項第十七号リ中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号リを同号(10)とし、同号又中「第十六条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号又を同号(11)とし、同号ル中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号ルを同号(12)とし、同号ヲ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号中ヲを(13)とし、ワを(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第二十二條の六第二項の規定による犬猫等販売業者からの犬猫等の個体に関する事項の届出を受けること。

(16) 法第二十二條の六第三項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

第三十一条第二項第十七号力中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「勧告すること」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号力を同号(17)とし、同号ヨ中「第二十二條第三項」を「第二十一条の四若しくは第二十二條第三項」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者又は法第二十二條の五の規定を遵守していない犬猫等販売業者」に改め、同号ヨを同号(18)とし、同号タ中「力又はヨ」を(17)又は(18)に、「動物取扱業者」を「者」に改め、「命ずること」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号タを同号(19)とし、同号レ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「こと」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中レを(20)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出を受けること。

(22) 法第二十四条の三第一項の規定による第二種動物取扱業者からの法第二十四条の二第二号から第七号までに掲げる事項の変更をする旨の届出を受けること。

(23) 法第二十四条の三第二項の規定による第二種動物取扱業者からの法第二十四条の二第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更があつた旨又は届出に係る飼養施設の使用を廃止した旨の届出を受けること。

第三十一条第二項第十七号を同号(24)とし、同号ツ中「ソ」を「(24)」に改め、同号中ツを(25)とし、(25)の次に次のように加える。

(26) 法第二十五条第三項の規定に基づき、施行規則第十二条の二に規定する事態を生じさせている者に対し、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

第三十一条第二項第十七号を同号(27)とし、同号ナ中「ネ」を「(27)」に改め、同号ナを同号(28)とし、同号ラ中「第六号」を「第七号」に改め、同号中ラを(29)とし、ムからクまでを(30)から(35)までとし、同号ヤ中「(施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号ヤを同号(36)とし、同号マ中「(施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号マを同号(37)とし、同号ケ中「(施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号中ケを(38)とし、フを(39)とし、同号コ中「ト又はチ」を「(7)又は(8)」に改め、同号コを同号(40)とし、同号エ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号エを(41)とし、(41)の次に次のように加える。

(42) 施行規則第十条の六第三項の規定に基づき、申請者に対し、同条第二項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めること。

第三十一条第二項第十七号中「ネ」を「(27)」に改め、同号中テを(43)とし、アからモまでを(44)から(53)までとする。

附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第四十七号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の八(見出しを含む。)(中「別表第七号の二才」を「別表第七号の二エ」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 省令第十条の六第三項の規定による求めをすること。

第十一条第五項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第四十八号

動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律の規定による犬及びねこの引取りの手續に関する規則(平成十九年山口県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「ねこ」を「猫」に改める。

第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項及び第二項中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。



災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年七月一日
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事